

○芦屋市特定建築物耐震化助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芦屋市内に存する建築物の所有者等が、当該建築物の耐震化助成事業を実施する場合に、その経費の一部を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、大学、高等専門学校を除くものをいう。
- (2) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所のうち、患者の収容施設のあるものをいう。
- (3) 福祉施設 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条に規定する児童福祉施設等をいう。
- (4) 緊急輸送路沿道建築物 兵庫県地域防災計画に定められた緊急輸送路に面する建築物のうち、地震によって倒壊した場合に当該緊急輸送路の通行を妨げるおそれのある建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第4条に定めるものをいう。
- (5) 津波避難ビル 芦屋市地域防災計画で津波避難ビルとして指定されている建築物又は指定する予定の建築物をいう。
- (6) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会が、「木造住宅の耐震診断と補強方法」で定める一般診断又は精密診断
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添第1建築物の耐震診断による耐震診断
 - ウ 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断

エ アからウまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(7) 耐震改修設計 耐震診断の結果、倒壊の危険性がある建築物（構造耐震指標（ I_s ）が0.6に満たないもの）について、基本方針に則り、地震に対して安全な構造となることが確認された耐震の設計（耐震設計が適正に行われていることについて、財団法人日本建築防災協会を事務局とする既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の耐震判定委員会において評定を受けたもの）をいう。

(8) 耐震改修工事 地震に対して安全な構造とするための改修の工事をいう。

(9) 耐震診断等 助成の対象となる耐震診断，耐震改修設計，耐震改修工事又は建物除却をいう。

(10) 建物除却 補助対象建築物の全部を除却することをいう。

（補助対象）

第3条 耐震診断費用の補助の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、国による他の同様の耐震診断の補助金等の交付を受けていない建築物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校，病院又は福祉施設の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の階数が3以上かつ延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 以上のもの

(2) 緊急輸送路沿道建築物

(3) 津波避難ビル

2 耐震改修設計費用の補助の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、国による他の同様の耐震改修設計の補助金等の交付を受けていない建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると診断された緊急輸送路沿道建築物とする。

3 耐震改修工事費用の補助の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、国による他の同様の耐震改修工事の補助金等の交付を受けていない建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると診断された緊急輸送路沿道建築物とする。

4 建物除却費用の補助の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工し、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると診断された緊急輸送路沿

道建築物とする。

5 エキスパンションジョイントのみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該建築物をそれぞれ1棟とする。

6 補助の対象となる耐震診断及び耐震改修設計は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が行うものとし、耐震診断に必要なコンクリートのコア抜き、鉄筋探査等の調査及び耐震改修設計に必要な地震に対して安全な構造となることの確認のための費用を含むものとする。

（補助の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象の建築物の所有者又は管理者で所有者の同意を得ているものとする。

（補助額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額（千円未満は切捨て）とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる建築物 耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の3分の2以内の額で、建築物1棟につき100万円を限度とする。

(2) 第3条第1項第2号及び同条第2項に掲げる建築物 耐震診断及び耐震改修設計に要する費用（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の3分の2以内の額で、耐震診断及び耐震改修設計に係るそれぞれの費用において建築物1棟につき300万円を限度とする。ただし、延べ面積が3,000m²未満のものについては、次に定める額（以下「補助基準額」という。）の合計額の3分の2に相当する額を限度とする。

ア 面積1,000m²以内の部分は1m²当たり2,000円

イ 面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1m²当たり1,500円

ウ 面積2,000m²を超える部分は1m²当たり1,000円

(3) 第3条第1項第3号に掲げる建築物 耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の3分の2以内の額で、建築物1棟につき433万3千円を限度とする。ただし、延べ面積が5,000m²未満のものについては、補助基準額の合計額の3分の2に相当する額を限度とする。

(4) 第3条第3項に掲げる建築物のうち住宅（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものを除く。）である建築物 耐震改修工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額は除く。次号において同じ。）の3分の2以内の額で、建築物1棟につき6,520万円を限度とする。ただし、延べ面積が3,000m²未満のものについては、当該面積に1m²当たり32,600円を乗じて得た額の3分の2に相当する額を限度とする。

(5) 第3条第3項に掲げる建築物のうち前号に掲げる建築物以外の建築物 耐震改修工事に要する費用の3分の2以内の額で、建築物1棟につき9,460万円を限度とする。ただし、延べ面積が3,000m²未満のものについては、当該面積に1m²当たり47,300円を乗じて得た額の3分の2に相当する額を限度とする。

(6) 第3条第4項に掲げる建築物 建物除却に要する費用（消費税及び地方消費税相当額は除く。）の3分の2以内の額で、建築物1棟につき4,000万円を限度とする。ただし、延べ面積が3,000m²未満のものについては、当該面積に1m²当たり20,000円を乗じて得た額の3分の2に相当する額を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、耐震診断等の契約を締結する前に、特定建築物耐震化助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、特定建築物耐震化助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

（事業廃止）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」

という。)は、当該建築物の耐震診断等を取り止めたときは、速やかに特定建築物耐震化助成事業廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、特定建築物耐震化助成事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を、変更に係る耐震診断等に着手する前に提出しなければならない。

2 第7条第1項の規定は、前項の申請を受けたときに準用する。この場合において、同項中「特定建築物耐震化助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」とあるのは「特定建築物耐震化助成事業補助金変更交付決定通知書様式)」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は当該会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、特定建築物耐震化助成事業実績報告書(様式第6号)に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、補助金の額を確定し、特定建築物耐震化助成事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額(第9条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、特定建築物耐震化助成事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は関係法令若しくはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、特定建築物耐震化助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条第1項の規定により補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、額の確定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（10円未満は切捨て）を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息（10円未満は切捨て）を市に納付しなければならない。

（台帳の整備）

第16条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、特定建築物耐震化助成事業補助金台帳を整備するものとする。

